平成２２年（フ）第１８２２号
埼玉県和光市白子１丁目18番30―101号
債務者　大西　康雄
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８３３号
さいたま市南区大字円正寺25番地12
債務者　中村　克己
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３６号
埼玉県川口市並木３丁目25番６号　ニッサンビル301号、旧住所さいたま市北区宮原町３丁目８番地　クレストハイム202
債務者　吉村　建男
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
千葉県山武市松尾町借毛本郷566番地34
債務者　池田八重子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５２９号
長崎県長崎市稲佐町18番16号
債務者　芳野　哲夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４１号
長崎県長崎市江里町13番17号　コスモ第２ビル202号
債務者　万徳　敏博
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
長崎県長崎市川口町５番１号　県営住宅川口アパート西棟317号
債務者　徳永　明已
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
長崎県長崎市文教町９－２　ハイツ中村101、住民票上の住所長崎県長崎市さくらの里１丁目17番31号
債務者　福島　君代
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１７３号
札幌市東区北31条東１丁目１番18―303号
債務者　井澤　一明
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１８１号
札幌市東区北36条東20丁目１番39号、申立時の住所北海道石狩市緑苑台東３条３丁目27番地
債務者　餌取　晃一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０６号
北海道千歳市大和４丁目１番15－Ｂ―508号
債務者　辻本　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８５号
札幌市南区澄川２条４丁目７番23号　パークハイツ澄川102号
債務者　蓑島　聖滋
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５０号
札幌市豊平区中の島２条３丁目２番１―402号
債務者　寺内　佑介
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４８１号
札幌市中央区北１条西８丁目２番地41　フォレストＯＫＡＰⅢ203号
債務者　弓座　康史
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４９３号
札幌市東区伏古６条２丁目４番１―304号
債務者　和田　典子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６０７号
札幌市北区北29条西７丁目３番６号　コーポくみ205号
債務者　田中　智久
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６１１号
札幌市中央区南11条西12丁目１番28―106号
債務者　藤本志津緒
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部